

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

I 直面する危機からの脱却に向けた 提案・要望

■新型コロナウイルス感染症の拡大防止



1 基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるように、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国第46位と極めて少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ 急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時においては、救急医療などの一般医療に影響が生じることとなった。
- ・ 多くの人々が世界中を行き来する社会においては、今後も未知なる新興感染症が発生する可能性は高い。
- ・ 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、現行の病床制度の例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ さらに、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	補正後 必要病床数 ②	既存病床数 ③	整備可能数 ②－③
南部	4,912	4,912	4,668	244
南西部	4,633	4,633	4,568	65
東部	8,749	8,749	7,930	819
さいたま	7,566	7,454	7,778	—
県央	3,323	3,319	3,272	47
川越比企	7,232	7,232	6,972	260
西部	7,951	7,951	7,623	328
利根	4,284	4,235	4,313	—
北部	2,802	3,091	3,563	—
秩父	546	543	753	—
合計	51,998	52,119	51,440	1,763

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画（一部変更後）、
既存病床数は令和3年3月末現在。

2 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備



要望先：総務省、厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。
- (2) 新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国は保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を令和2年度の1,800人から令和4年度までの2年間で2,700人に増員するために必要な地方財政措置を講じるとしている。
- ・ 一方、国の方針に基づく都道府県の保健・医療提供体制確保計画においては、感染拡大時には平時の約3倍の体制が必要となっており、更なる増員のための地方財政措置が必要である。
- ・ また、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口20万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- ・ しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・ 令和3年4月1日付け組織・定数改正で保健師を38人増員
	・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
	・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・ 事務職員の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・ クラスタ対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・ 自宅・宿泊療養者支援センターによる軽症者等の健康観察の実施
業務の効率化	・ 患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託
	・ HER-SYS 活用の徹底、SMS の活用

3 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善



要望先：総務省、厚生労働省
県担当課：医療整備課

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、事業区分間の調整を柔軟に行えるようにするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）が満床に近い状態もあり、母体・新生児搬送の一部を県外医療機関に依存している。
- ・ 国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、本県の重要な事業である救命救急センター運営事業や周産期母子医療センター運営事業等が含まれる医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を下回り、事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。
- ・ ドクターカーは救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で果たす役割が大きく、県内において、24時間365日体制で運用する医療機関があることなどを踏まえ、実態に即したきめ細やかな補助要件の設定が望まれる。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）について、国はハード整備を中心とした事業区分Ⅰ「病床の機能分化・連携」に重点配分を行っており、また、異なる事業区分間での流用は認めていない。本県においては、増加する医療需要に対応するため、事業区分Ⅳ「医療従事者の確保」を活用した事業を充実することが最優先であり、地域の実情に沿った基金活用が可能となる枠組みが望まれる。

社会全体のDXの推進とウィズコロナ下での経済回復・成長



1 自治体DXの推進



要望先：内閣府、デジタル庁、総務省

県担当課：行政・デジタル改革課、情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 職員向けのテレワーク環境や県民、事業者向けの「ワンストップ」「ワンスオンリー」を実現する新たなデジタル基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、DXの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。
- (2) 自治体ごとに異なる情報システムの標準化に向けて、規模の大きい自治体も含め、全自治体が参画するよう財政的インセンティブを設けること。
- (3) AI等新技术を活用した自治体事務の高度化・効率化に当たって、先駆的な取組を行う自治体に負担が集中せず、また取組によって得られた成果を各自治体が共有するなどの連携を促す仕組みを構築すること。
- (4) 5Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進に関わっている技術については、自治体が導入する際、経費の負担が導入の足かせにならないよう、十分な財政措置や開発を行う民間事業者への働き掛けを行うこと。
- (5) 行政事務のデジタル化・行政手続のオンライン化を促進するため、既存の法制度について、地方からの要望・意見を十分に取り入れるとともに、デジタル化の阻害要因となっているものがないか、DX推進の観点から調査を実施して現状を把握し、必要な法令等の改正を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がこれまで以上に高くなっており、県民がデジタル化のメリットを実感できる行政サービスを計画的かつ効率的に提供していくため、業務のデジタル化、窓口のデジタル化の取組を加速させる必要がある。
- ・ 同時に、新しい生活様式の定着を図るためには、全ての職員がオンラインで業務を効率よく実施できるテレワーク環境の整備やペーパーレスの推進が不可欠である。
- ・ デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構築が必要となる。特に、更なる行政サービスの向上に向けては、デジタル社会の基盤となる官民データの連携が重要であり、現在国が整備を進めているベース・レジストリとの連携基盤の構築

が急務であると考える。

- ・ 自治体のDXに関わる投資を早期にかつ強力に推進することで、経済活性化のいち早い実現が期待できるが、自治体にとって膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。
- ・ 国は、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとしている。
- ・ 情報システムの標準化・共通化については、規模の大きい自治体では業務プロセスやシステムを擦り合わせる調整に相当の負担が発生するため、導入を促進させるには、国が強力なイニシアティブを取り、負担に見合うだけの財政的インセンティブを設けることが必要である。
- ・ 行政手続のオンライン化に付随してAIやRPA等の導入の推進も重要となるが、先駆的な取組であることから、参考とすべき事例が乏しい。各自治体は連携してスマート化に取り組み、その成果を共有するなどすることで、より効果的・効率的により多くのスマート化を進めることが望ましく、それを支援する仕組みが必要である。
- ・ さらに、自治体において新技術の導入意向があるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 特に、5Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進を行っている技術については、民間への投資を行うだけでなく、自治体での導入を後押しするよう、試行的な導入も含めた財政措置や技術開発を行う民間事業者に対する働きかけなどが必要である。
- ・ 国が法令等により自治体の事務手続を細かく定めているため、オンライン化が困難となっているものがある。
- ・ 児童虐待防止法に基づく臨検等の調書を作成した際の署名押印など、依然として認印を求める手続があり、行政事務のデジタル化を見据えた押印見直しの徹底が図れていない。
- ・ 毎年、独立行政法人国立印刷局で職員録を刊行するため、本県部分の原稿の作成依頼がある。紙原稿を受領して警察・市町村・消防署へ作成を依頼し、県職員分と合わせて赤字で加筆・修正した後、郵送で提出しなければならず、デジタル化が図れていない。
- ・ このような「印鑑照合を行わない押印」、「提出義務のある添付書類」などの阻害要因について、国としては地方からの要望への対応といった待ちの姿勢だけではなく、DX推進の観点で自発的に調査を進め、徹底的な見直しを図るべきである。

2 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保【一部新規】



要望先：内閣府、デジタル庁、総務省
県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) エンドポイント・セキュリティについては、主として地方自治体を実施するものではあるが、情報システムの整備及び管理の基本的な方針の中に、エンドポイント・セキュリティに関する規準や規格について一定の見解を示すこと。
- (2) 端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。
- (3) 自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。
- (4) 官民データに係るデータの標準化を推進するにあたり、本人認証やデータの真正性確保などを担うトラストの枠組みについて、地方自治体でも活用できる信頼性の高い全国共通の基盤を早期に整備すること。
- (5) 現行の戦略では、サイバー攻撃に打ち勝つことが困難になった状況を踏まえ、現在の連携や協働をベースとしたパッシブディフェンス（受動的な防御）だけでなく、発生し得るサイバー攻撃を予見可能な”状況認識”と被害を軽減させる”備え”を整備するといったアクティブディフェンス（能動的な防御）について、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密連携の中で実現に向けた計画策定を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ DXの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められている。政府がクラウドバイデフォルトに基づき、システムの標準化や共通のクラウド基盤を整備することが前提ではあるが、それと同時に、サイバー攻撃の対策を十分に行う必要がある。
- ・ さらに、テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働き方が進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。このため、サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。
- ・ また、ベースレジストリに代表される官民データに係るデータの標準化を推進するにあたり、本人認証やデータの真正性確保などを担うトラストの枠組みは必須であり、その上で、信頼性の高い全国共通の基盤を国が構築して、地方自治体でも活用できるように整備する必要がある。
- ・ さらに今後DXの進展を見据え、現在の受動的な防御（パッシブディフェンス）だけでなく、能動的な防御（アクティブディフェンス）についても、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密連携の中で実現に向けた計画策定を検討すべきである。

3 インフラ建設DXの推進に関する支援【一部新規】



要望先：デジタル庁、経済産業省、国土交通省
 県担当課：建設管理課、道路環境課、河川環境課

◆提案・要望

- (1) 3D対応環境の整備や道路・河川の3Dデータを取得するために必要な財源を確保すること。
- (2) インフラ建設DXの取組により蓄積したデータの利活用を図るため、国の情報共有プラットフォームとの連携を図ること。
- (3) ICT施工等を通じて、中小企業へのデジタル技術を普及拡大するため、財政支援や知識習得に関する技術的支援を継続・拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられた。

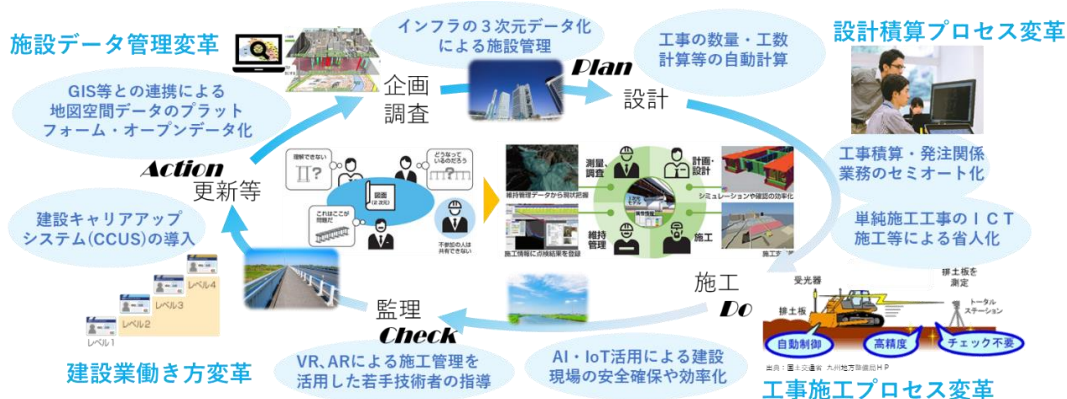
<CIMの推進>

- ・ 本県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、インフラ建設分野においてもi-Constructionを始め、様々な情報通信技術を活用した生産性の向上による働き方改革に取り組んでいる。
- ・ 令和3年度から発注課所への高性能PCの配備や県管理道路・河川の3D測量を実施し、現況データの取得を始めたところであり、今後、設計、施工及び維持管理等に3Dデータを活用していく。
- ・ CIMの本格的な推進のためには、安定的な財源の確保とともに、国の情報共有プラットフォームとの連携等を通じた、膨大なデータの効率的な利活用が課題である。

<ICT施工の推進>

- ・ 本県では、平成28年度から令和2年度までにICT活用工事を96件実施しているが、受注者希望型の発注における実施率は約3割にとどまっており、実施率の向上が課題となっている。
- ・ 将来的なコスト縮減には更なるICT施工の普及拡大が必要であるが、受注者にとっては、必要な設備への初期投資費用や技能者の高齢化による知識習得等が依然として課題となっている。
- ・ このため、普及拡大に向けては、今後も初期投資費用に対する助成制度の継続・拡充とともに、講習会の開催や技術基準類の策定等の技術支援が不可欠である。

◆参考 本県における建設生産プロセスの変革イメージ



4 旅券事務のデジタル化に係る都道府県及び権限移譲市町村への対応【新規】



要望先 : 外務省
県担当課 : 国際課

◆提案・要望

- (1) 旅券事務のデジタル化に向けた詳細なロードマップを速やかに都道府県及び権限移譲市町村に対して示すこと。
- (2) 旅券事務のデジタル化によって、都道府県及び権限移譲市町村に新たな財政負担が生じないように国で財政上の支援措置をすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和2年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、令和4年度から旅券のオンライン申請を可能にすることとされた。
- ・ 旅券事務のデジタル化による手続負担の軽減は、住民の利便性向上に資するものであり、本県は国のシステム運用開始と同時に導入するべく準備を進めている。
- ・ しかし、旅券事務のデジタル化を円滑かつ確実に実行するに当たっては次の課題がある。

<オンライン申請>

- ・ オンライン申請導入後も従来の紙申請が並存することから、事務の見直しが必要だが、システム仕様や導入開始時期が明らかでないため、具体的な検証に着手できていない。
- ・ 旅券事務のデジタル化を円滑に行うためには、詳細なロードマップの提示を速やかに受ける必要がある。

<市町村の懸念>

- ・ 令和3年9月に旅券事務のデジタル化に関する調査を行った結果、旅券窓口を設置している43市町のうち、13市町は令和4年度からの導入を見送る意向を示している。
- ・ 市町からは、デジタル化に向けたスケジュールが明確でなく、制度の全体像が見えず導入に慎重にならざるを得ないとの意見や、機材調達による財政負担の懸念が示されている。

◆参考

○旅券事務のデジタル化による変化

	現在	デジタル化後
申請方法	窓口に出頭、書類を提出	オンラインでいつでも、どこでも申請可能

5 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化【新規】



要望先：環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向け法整備を行うこと。また、電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査、起案・決裁、許可証交付までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

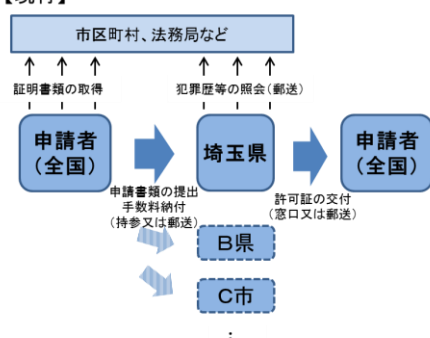
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛やテレワークの普及などの行動変容が進むなど、社会全体のデジタル化の進展が強く求められているところである。本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」(R3.3)に基づき、DXを強力に進めている状況である。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、廃棄物処理法施行規則第9条の2により様式や添付書類が定められ、紙での提出を前提とした制度となっているところであり、電子申請やペーパーレス化、ひいてはテレワークなど働き方改革の妨げとなっているところである。
- ・ また、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。
- ・ 当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、申請者の利便性の向上や許可業務の円滑化等といった観点を踏まえ、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。
- ・ また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

◆参考

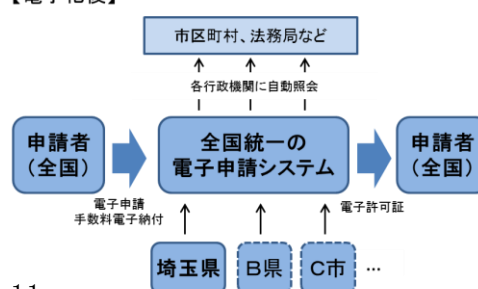
- システム導入による効果
- ①行政コストの削減（人件費、郵送料、紙の印刷・保管など）
 - ②申請者の利便性向上（ワンストップ、申請手数料の縮減など）
 - ③処理期間の短縮

○全国統一の電子申請システムのイメージ

【現行】



【電子化後】



6 社会保障・税番号制度への確実な対応【一部新規】



要望先：内閣官房、デジタル庁、総務省
県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯構成員を把握できるようにするなど、添付書類を省略してもマイナンバーによる情報連携により必要な情報が取得できるよう、省庁間の調整も含めて国が責任をもって対応すること。
- (3) マイナンバーカード取得促進に係る各種施策を受けて、交付申請枚数が増大することが予測されることから、交付事務を担う地方公共団体の負担とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定化等万全の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体で必要となる情報システムの整備に係る経費については、概ね国庫補助金が手当てされてきた。
- ・ しかし、情報システムの運用経費については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度改正や対象事務の増加による負担についても、明確な方向性が示されていない。
- ・ さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日）において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額が大きい。
- ・ マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できないなど、実務上添付書類の削減につながらない業務がある。
- ・ また、マイナポイント第2弾などの施策により、マイナンバーカードの交付申請枚数の増大が予測され、交付事務等を行っている地方公共団体の負担も増大する恐れがある。

7 地域医療情報連携ネットワークを踏まえたデータヘルス改革の推進【新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：医療整備課

◆提案・要望

データヘルス改革として進められている、患者本人や全国の医療機関等が患者の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備にあたっては、先行して地域で実施している地域医療情報連携ネットワークの実績を踏まえて、閲覧できる情報の種類やその機能を検討し、地域で成果をあげている取組を仕組みに取り入れること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の利根保健医療圏（7市2町）では、ITを活用した医療連携を行うことにより、地域の医療資源を有効に活用し、住民が地域で完結できるような「地域完結型医療」の実現を目指すため、平成24年度から地域医療情報連携ネットワーク「埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワーク（とねっと）」を導入している。
- ・ 「とねっと」は、利根保健医療圏において、地域の病院や診療所、臨床検査施設等をネットワークで結び、患者情報を共有している。
- ・ 令和4年2月末までに、157の医療機関等が参加し約3万5千人の住民が利用者登録しており、参加医療機関等が患者情報を共有し診療を行うほか、糖尿病にかかる病診連携（地域連携パス）への活用や救急搬送時の利用、健康記録管理の機能を備え、効果的で効率的な地域医療の推進に役立っている。
- ・ 一方、国ではデータヘルス改革として、患者や全国の医療機関等が患者の保健医療情報を確認できる仕組みの整備を進めている。
- ・ これまでに、特定健診情報などがマイナポータルで閲覧可能となっているほか、令和4年度中には、レセプト情報をもとに患者が受診している医療機関名や手術、透析情報などについて医療機関が閲覧できる予定となっている。
- ・ これに加えて、電子カルテ情報を閲覧できる仕組みについても検討が進められている。
- ・ 「とねっと」のような地域医療情報連携ネットワークは、共有した電子カルテ情報等を利用し運用しており、国の仕組みと重複することが想定される。
- ・ このため、国の仕組みの整備にあたっては、地域医療情報連携ネットワークの実績を踏まえて、国・地域の双方のシステムが効果的・効率的に実施できるよう、閲覧できる情報の種類やその機能について検討し、地域で成果をあげている取組を国の仕組みに取り入れていく必要がある。

◆参考

○地域医療情報連携ネットワーク

- ・ ITを活用した情報共有として、病院、診療所等の間で診療上必要な医療情報を、患者の同意の下、電子的に共有、閲覧する仕組みとして、国の交付金等を活用し全国で200以上整備されている。
- ・ ネットワークに参加する医療機関等の中で効率的に医療情報を共有することが可能となることから、患者の状態に合った質の高い医療の提供が可能となったり、投薬や検査の重複が避けられることにより患者の負担を軽減できたりするなどの効果が期待される。

8 ナショナルデータベース（NDB）の活用促進



要望先：厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 都道府県がNDB（連結された介護DBを含む）の利用を希望する場合の申請書類を簡略化し、申請からデータ利用開始までの期間の短縮を図ること。
- (2) レセプト情報等第三者提供窓口の相談体制の充実を図ること。
- (3) 取得データの内容に応じて段階的なセキュリティ要件を設定し、レベルに応じたセキュリティ環境とすること。
- (4) 現在、ホームページで一般公開されているNDBオープンデータについて、要望に応じて公表する集計データの充実を図るとともに、二次医療圏別の集計データの公表項目を拡充すること。
- (5) 都道府県が利用目的に応じた結果データを随時取得できるよう、情報セキュリティの確保や個人情報保護に配慮した上で、NDBデータのオンライン利用が可能となるようシステムの構築を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ナショナルデータベース（NDB）は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成・調査・分析に活用するため、電子化されたレセプト情報や特定健診等情報等のデータについて、匿名化処理を行った上でデータベース化したものである。
- ・ NDBデータの分析は、医療ビッグデータとして二次医療圏における患者の疾患や人数など、どの地域にどの程度の医療需要があるのかを具体的に把握することを可能とし、地域の課題を把握し、医療政策の方向性を検討する上で有用であると見込まれる。
- ・ しかし、現状では、都道府県がNDBの利用を希望する場合、個別に厚生労働省に利用申請を行う必要があり、申請時には具体的な集計イメージの添付など多岐にわたる申請書類が必要であり委託業者のサポートが不可欠である。
- ・ また、申請後に原則として厚生労働省の設置する有識者会議の審査を受ける必要があり、仮に審査で認められても、令和2年10月現在、提供までに半年程度を要する場合もある。
- ・ 提供されたデータは、施錠可能で入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末での利用に限られるなど、その内容にかかわらず一律に環境要件が厳しく設定されており、専門の研究機関以外では、事実上利用困難となっている。
- ・ なお、平成28年度から、個別の政策や研究とは別に、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。
- ・ しかし、このオープンデータは、公表される項目が限られており、令和元年度に公表された第4回オープンデータでは一部の診療行為に対し二次医療圏別の集計が行われ、令和2年度に公表された第5回オープンデータ及び令和3年度に公開された第6回オープンデータでは対象項目

の拡充が図られたものの、薬剤データ等の項目では二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。

- ・ 現状では、NDBデータの利用はハードルが高く、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。
- ・ さらに、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、都道府県はNDBと介護DBを連結したデータの提供が受けられることとなった。
- ・ NDBと介護DBを連結して解析することは、医療・介護施策の総合的な検討に資すると考えられることから、当該データの提供についても、今後簡便な方法で運用される必要がある。

◆参考

○NDB第三者提供依頼申出者の状況（承諾案件のみ）※平成23年度～令和元年度

依頼申出者	件数
大学・大学院	157件(51.1%)
厚生労働省	71件(23.1%)
研究開発独立行政法人等	25件(8.2%)
都道府県	19件(6.2%)
国所管の公益法人	13件(4.2%)
国の行政機関	11件(3.6%)
市区町村	8件(2.6%)
その他	3件(1.0%)
合計	307件(100.0%)

(厚生労働省資料 第49回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料から)

9 事業再構築補助金の補助対象要件の緩和や手続の簡素化【新規】



要望先：中小企業庁
県担当課：産業支援課

◆提案・要望

事業再構築補助金について、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和するとともに、手続の緩和を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 中小企業が社会経済情勢の変化に対応するためには、新分野への展開、業態転換、事業再編など、思い切った事業再構築が必要となる。
- ・ このような事業再構築に意欲のある中小企業を支援するため、国の事業再構築補助金の活用は極めて有用であるが、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ている。
- ・ 具体的には、以下のとおり補助対象要件と手続について、緩和することが望まれる。

<補助対象要件の緩和について>

- ・ 新規性要件については、①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高の10%要件を全て満たすことなど、非常に厳しい条件が付されており、事業者の取り組みやすさのためにも、いずれか少しでも緩和すべきと考える。
- ・ また、補助の対象はコロナ前と比較して売上が減少している企業のみとなっているが、コロナによる経済社会変化に対応し、自助努力で売上を減らさずに事業再構築を行おうとする企業も対象とすべきと考える。

<手続の緩和について>

- ・ gBizIDによる申請は、小規模事業者にとっては操作が難しいため、認定支援機関の代行入力によるデジタルディバイド対策や、書類不備により審査をされないケースが1割強あることを踏まえた提出書類の簡素化などの措置を図るべきと考える。

◆参考

○令和4年4月26日 全国知事会緊急提言

- ・ 「中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。」

○令和3年9月8日 令和3年度第2回強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議

- ・ 関東財務局や関東経済産業局なども参加する同会議において、社会実装する取組として「国の事業再構築補助金の申請要件・手続緩和と継続実施」が盛り込まれた。

10 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備【新規】



要望先：中小企業庁
県担当課：産業支援課

◆提案・要望

中小企業の事業承継及びM&Aを促進するため、都道府県ごとに設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの増員など支援体制の整備拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県内企業の後継者不在率は64.1%と全国平均の61.5%を上回る状況（(株)帝国データバンク「全国企業「後継者不在率」動向調査（2021年）」）にあり、県内で休廃業となる企業は増加傾向にある。
- ・ 企業の減少は県内経済や雇用への大きな痛手となり、事業承継やM&Aの促進は急務である。
- ・ 埼玉県内の事業承継及びM&A支援については、国の委託でさいたま商工会議所内に設置された「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）」が中心になって実施している。
- ・ しかしながら、センターに寄せられる相談件数に対して配置された支援人員が十分でない、支援拠点が少ないなどの問題がある。
- ・ 県としても、センターと連携して事業承継支援に取り組んでいるが、より充実した支援を実施するため、センターの増員など支援体制の整備拡充を求めるものである。

<支援体制拡充に向けた県の取組>

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社に事業承継アドバイザーを配置し、事業承継に関する相談に対応している。
- ・ センターが県内各地又はオンラインで実施する事業承継に関する相談会について、開催経費を補助するとともに、県北地域での支援体制強化を図る予定である。

◆参考

○埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター相談件数

単位：件

